

育児休業手当金の支給期間延長手続きの見直しについて（事前周知）

育児休業に係る子が1歳に達するとき（※）または1歳6か月に達するときに育児休業給付金支給期間延長申出を行う場合には、市区町村長の発行する入所不承諾通知書等にて支給期間の延長の可否を審査・確認しております。

令和7年4月より、従来の要件に加え、「速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると認める場合に限る」という要件が追加されるため、入所不承諾通知書等に加え、「本人が記載する申告書」及び「市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し」を提出いただき、審査を行うこととなります。

育児休業給付の支給期間延長申出を行う予定のある方は、「市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し」を必ず残していただきますようお願いいたします。

（※） パパ・ママ育休プラス制度の適用によって育児休業手当金支給期間の末日が1歳到達日以降になっているときは、支給期間の末日と読み替えます。